

上下水道料金、滞納に関する是正措置と再発防止体制の強化を求める決議

本市議会は、指定管理者による公共施設運営において、同管理者が上下水道料金を滞納した事案を重く受けとめる。

市民及び事業者は、条例に基づく水道料金を適正に負担しており、負担の公平性は市民サービスを支える根幹である。

しかし、公共施設を運営する指定管理者自らが料金滞納を行うことは、市民の信頼を失墜させる行為であると同時に、公平性を著しく損うものである。

よって、本市議会は市に対し、以下を強く求める。

- 1 指定管理者に対し、滞納の速やかな解消を厳正に求めること。
- 2 指定管理者が指定期限までに支払わない場合は、給水停止を含む法的措置及び指定管理契約の解除・市民への告知等、厳格な対応をすること。
- 3 再発防止を目的とし、指定管理者の財務状況及び公共料金納付状況に定期審査・監査報告制度を設けること。
- 4 今般、指定管理者との債務承認・弁済契約書を締結した日より適用すること。
- 5 市民生活に影響のないよう措置を講じること。

本決議をもって、市に対し、厳正かつ透明性のある行政運営と適正な公告等を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和7年12月16日